



# TAKE ACTION

お役立ちツール・認証制度

## 女性の活躍へ取組を始動!



わが社でも「女性の活躍」に取り組みたいと思っているが、社内にはどうしても「女性だから」「男性だから」という**固定的な性別役割分担意識**がある。どうすればよいか。

### 職場における性別役割分担意識に関するチェックリスト



管理職と一般従業員それぞれが持っている思い込みに気付いてもらうための『職場における性別役割分担意識に関するチェックリスト』があります。職場におけるさまざまな場面を想定した質問項目なので、わかりやすく、理解の深化に効果的です。



「女性の活躍」が会社にとってプラスになることはわかったが、**なにから始めてよいのかわからない**。

ポジティブ・アクション情報ポータルサイト(厚生労働省)に『女性の活躍推進状況診断』があります。まずは、10分程度で答えられる簡易診断で貴社で働く女性の活躍状況やポジティブ・アクションの取組状況を把握し、他社と比較してみましょう。



### 女性の活躍推進状況診断



「女性の活躍」に向けた取組を始めていこうとしている。**現状分析や課題抽出などに役立つツールはないか。**

ポジティブ・アクション情報ポータルサイトの『業種別「見える化」支援ツール』があります。貴社の課題を多角的に分析し、業界ごとの特徴を踏まえた現状把握が可能です。マニュアルや社員意識調査アンケートのダウンロードも可能なので活用してください。



業種別「見える化」支援ツール 検索



将来を見据えて、計画的かつ具体的に取組んでいくため、**女性活躍推進法に基づく行動計画を策定したい**。

### 一般事業主行動計画策定支援ツール



常時雇用する労働者が300人以下の事業主については、行動計画の策定や労働局への届出などは努力義務とされています。しかし、企業規模にかかわらず企業の実態に応じて、中長期的な目標を設定し、取組んでいくことは重要事項です。そのためのツールやマニュアルがありますので、ぜひご活用ください。

一般事業主行動計画策定支援ツール 検索



「経営戦略」のひとつとして、女性の活躍に取り組んでいくためには、まず自社の状況把握と他社との比較などをベースとした分析・課題抽出は欠かせません。WEB上で公開されている診断サービスやチェックシートなどの支援ツールと、社内外へ取組をアピールできる認証制度を紹介します。



**企業のイメージアップやPRのために、女性の活躍推進に取り組んでいることを社内外にアピールしたい。県の認証制度にはどういったものがあるか。**

愛知県ではトップの意思表示や女性の管理職登用、仕事と家庭の両立支援など女性の活躍に向けて取組む企業を「**あいち女性輝きカンパニー**」として認証しています。



## [ あいち女性輝きカンパニー ]



認証ロゴマーク

**認証要件** 次に掲げる項目すべてを満たすことを要件とします。

1. 「女性の活躍促進宣言」<sup>(※)</sup>を県に提出していること。
2. 「女性の活躍企業確認シート」に掲げる取組項目のうち、所定の項目数以上の取組を実施していること。
3. 関係法令(女性活躍推進法、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法など)を遵守するとともに、法に適合した就業規則などを整備していること。
4. 暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(※)「女性の活躍促進宣言」とは、愛知県内の企業などによる、女性の活躍促進に向けた組織トップからのメッセージや、今後の取組内容などを表明する「宣言」のことです。

### 認証メリット

- 認証ロゴマークの活用などによる企業のイメージアップ
- 愛知県のWEBサイト掲載などによるPR
- 愛知県の公契約に係る入札などにおける評価
- 協賛金融機関における融資の金利優遇
- 各種セミナーなどの情報提供
- ウィルあいちの利用優遇

お問合せ 愛知県県民生活部男女共同参画推進課  
女性の活躍促進グループ ☎052-954-6657

あいち女性輝きカンパニー 検索

また、仕事と育児・介護・地域活動など仕事以外の活動との両立を目指し、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業を「**愛知県ファミリー・フレンドリー企業**」として登録する制度もあります。



## [ 愛知県ファミリー・フレンドリー企業 ]



**登録要件** 次に掲げる項目すべてを満たすことを要件とします。

1. 次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画<sup>(※1)</sup>を策定し、都道府県労働局に届出していること。
2. 育児・介護休業法を遵守した就業規則、規程などが整備されていること。
3. 一般事業主行動計画に定めた取組目標や規則などで定めた子育て支援制度の公表<sup>(※2)</sup>に同意すること。

(※1) 一般事業主行動計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員101人以上の企業では届出が義務付けられており、100人以下の企業では届出が努力義務とされています。

(※2) 「公表」とは、愛知県ファミリー・フレンドリー企業サイトで公開することです。

お問合せ 愛知県産業労働部労政局労働福祉課  
仕事と生活の調和推進グループ ☎052-954-6360

愛知県ファミリー・フレンドリー企業 検索

このほか、女性活躍推進法に基づく「**えるぼし**」や、次世代育成支援対策推進法に基づく「**くるみん**」など、国による認定制度もあります。

えるぼし 検索 | くるみん 検索

